

〔別 紙〕  
様式 1

事 業 報 告 書  
(自 令和 4年 4月 1日 至 令和 5年 3月31日)

1 医療法人の概要

- (1) 名 称 医療法人 光 陽 会  
 ① ☐ 財団    ☒ 社団 ( ☐ 出資持分なし    ☒ 出資持分あり )  
 ② ☐ 社会医療法人    ☐ 特定医療法人    ☐ 出資額限度法人  
     ☒ その他  
 ③ ☐ 基金制度採用    ☒ 基金制度不採用
- (2) 事務所の所在地 熊本県熊本市中央区横手2丁目1-60
- (3) 設立認可年月日 平成15年 3月25日
- (4) 設立登記年月日 平成15年 4月 1日
- (5) 役員

|       | 氏 名   | 備 考        |
|-------|-------|------------|
| 理 事 長 | 魚住 秀昭 | 魚住クリニック管理者 |
| 理 事   |       |            |
| 同     |       |            |
| 監 事   |       |            |

2 事業の概要

- (1) 本来業務（開設する病院、診療所又は介護老人保健施設（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

| 種 類 | 施設の名称   | 開 設 場 所              | 許可病床数 |
|-----|---------|----------------------|-------|
| 診療所 | 魚住クリニック | 熊本県熊本市中央区出水7丁目36番25号 | 該当なし  |

- (2) 当該会計年度内に社員総会で議決又は同意した事項

令和 4年 5月27日    令和3年度決算の決定等  
 令和 5年 1月27日    令和4年度営業報告等  
                          令和5年度の事業計画及び収支予算の決定

## 様式 2

法人名 医療法人 光 陽 会

所在地 熊本市中央区横手2丁目1-60

※医療法人整理番号

|  |  |  |  |  |
|--|--|--|--|--|
|  |  |  |  |  |
|--|--|--|--|--|

## 財 産 目 録

(令和 5 年 3 月 3 1 日現在)

|            |         |    |
|------------|---------|----|
| 1. 資 産 額   | 525,465 | 千円 |
| 2. 負 債 額   | 235,614 | 千円 |
| 3. 純 資 産 額 | 289,851 | 千円 |

(内 訳)

(単位：千円)

| 区 分             | 金 額     |
|-----------------|---------|
| A 流 動 資 産       | 184,308 |
| B 固 定 資 産       | 341,157 |
| C 資 産 合 計 (A+B) | 525,465 |
| D 負 債 合 計       | 235,614 |
| E 純 資 産 (C-D)   | 289,851 |

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))  
 建 物 (■ 法人所有 □ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

## 様式 3 - 2

法人名 医療法人 光 陽 会  
 所在地 熊本市中央区横手2丁目1-60

※医療法人整理番号

貸 借 対 照 表  
 (令和 5 年 3 月 3 1 日現在)

(単位: 千円)

| 資 産 の 部       |         | 負 債 の 部            |         |
|---------------|---------|--------------------|---------|
| 科 目           | 金 額     | 科 目                | 金 額     |
| I 流 動 資 産     | 184,308 | I 流 動 負 債          | 91,467  |
| II 固 定 資 産    | 341,157 | II 固 定 負 債         | 144,147 |
| 1 有 形 固 定 資 産 | 251,399 | 負 債 合 計            | 235,614 |
| 2 無 形 固 定 資 産 | 11,409  | 純 資 産 の 部          |         |
| 3 そ の 他 の 資 産 | 78,349  | 科 目                | 金 額     |
|               |         | I 出 資 金            | 9,500   |
|               |         | II 資 本 剰 余 金       | 0       |
|               |         | III 利 益 剰 余 金      | 280,351 |
|               |         | IV 評 価 ・ 換 算 差 額 等 | 0       |
|               |         | 純 資 産 合 計          | 289,851 |
| 資 産 合 計       | 525,465 | 負 債 ・ 純 資 産 合 計    | 525,465 |

様式4-2

法人名 医療法人 光 陽 会  
所在地 熊本市中央区横手2丁目1-60

※医療法人整理番号

損 益 計 算 書  
(自 令和 4年 4月 1日 至 令和 5年 3月 31日)

(単位：千円)

| 科 目        | 金 額     |
|------------|---------|
| I 事業損益     |         |
| A 本来業務事業損益 |         |
| 1 事業収益     | 414,641 |
| 2 事業費用     | 392,203 |
| 本来業務事業利益   | 22,438  |
| 事業利益       | 22,438  |
| II 事業外収益   | 1,921   |
| III 事業外費用  | 2,011   |
| 經常利益       | 22,348  |
| IV 特別利益    | 726     |
| V 特別損失     |         |
| 税引前当期純利益   | 23,074  |
| 法人税等       | 4,620   |
| 当期純利益      | 18,454  |

法人名 医療法人 光陽会  
所在地 熊本市中心区横手2丁目1-60

※医療法人整理番号

関係事業者との取引の状況に関する報告書

(1) 法人である関係事業者

| 種類   | 名称 | 所在地 | 総資産額<br>(千円) | 事業の内容 | 関係事業者<br>との関係 | 取引の内容 | 取引金額<br>(千円) | 科目 | 期末残高<br>(千円) |
|------|----|-----|--------------|-------|---------------|-------|--------------|----|--------------|
| 該当なし |    |     |              |       |               |       |              |    |              |

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(2) 個人である関係事業者

| 種類   | 氏名 | 職業 | 関係事業者<br>との関係 | 取引の内容 | 取引金額<br>(千円) | 科目 | 期末残高<br>(千円) |
|------|----|----|---------------|-------|--------------|----|--------------|
| 該当なし |    |    |               |       |              |    |              |

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

様式 6

監 事 監 査 報 告 書

医療法人 光 陽 会  
理事長 魚 住 秀 昭 殿

私は、医療法人 光陽会の令和4会計年度（令和4年4月1日から令和5年3月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和 5年 5月30日

医療法人 光 陽 会

監事 